

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 <u>市の議会議員及び長</u>の選挙においては、候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（<u>当該候補者</u>を通じて、法第142条第1項第6号に定める<u>選挙の区分に応じた枚数</u>の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、<u>当該候補者</u>からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める<u>選挙の区分に応じた枚数</u>を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 <u>長</u>の選挙においては、候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（<u>当該長の候補者</u>を通じて、法第142条第1項第6号に定める<u>枚数</u>の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、<u>当該長の候補者</u>からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める<u>枚数</u>を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条、第9条及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市の議会議員の選挙について適用し、同日前にその期日を告示された市の議会議員の選挙については、なお従前の例による。